

ジェネティックエキスパート認定制度施行細則

(目的)

第1条 この細則は日本遺伝子診療学会・ジェネティックエキスパート認定制度規則（以下「規則」という）の施行について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 ジェネティックエキスパート認定制度委員会の事務は、学会事務局において行う。

第3条 ジェネティックエキスパート認定制度委員会は、すべて非公開とする。

(手数料)

第4条 認定等に要する手数料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 認定試験受験手数料 | 20,000円 |
| (2) 認定手数料 | 10,000円 |
| (3) 更新手数料 | 7,000円 |

* 受理した手数料は、一切返還しない。

* 改姓等で認定証の再発行が必要な場合の手数料は無料とする。ただし、申請者は事前に事務局へ連絡後、古い認定証と新しい認定証送付用の返信用封筒（切手を貼付）を事務局に送付する必要がある。

(申請資格)

第5条 申請資格

- (1) 日本遺伝子診療学会の会員である者
- (2) 遺伝医学と遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とした遺伝子関連検査に関係した学術活動（論文発表、学会発表、講習会・セミナー参加等）に関する単位を30単位以上取得した者。
- (3) 日本遺伝子診療学会・ジェネティックエキスパート認定制度委員会が実施する臨床遺伝情報検索講習会（旧遺伝子技術講習会を含む）を2回以上受講すること。
- (4) 遺伝医学あるいは遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とし、医療に資する目的の遺伝子関連検査に関わる施設での実務経験が3年以上あり、それを証明する2名から推薦を得ること。施設は大学、企業、研究施設、病院、教育機関、臨床検査センター、官公庁などを指す。
- (5) 上記推薦者のうち1名はその施設で遺伝医学あるいは遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とした遺伝子関連検査に携わる責任者あるいは指導者であること。もう1名は日本遺伝子診療学会役員あるいは評議員であること。
- (6) 臨床遺伝専門医、臨床細胞遺伝学認定士、認定遺伝カウンセラーの資格を持つ者については上記の推薦は不要とする。
- (7) 認定試験の受験資格を得るまでの年数については別紙に定める。

(学術活動)

第6条 規則第3条第2号に定める単位取得の対象となる学術活動については原則として、以下のとおりとする。

日本遺伝子診療学会大会出席

単位数

10（大会毎）

日本遺伝子診療学会大会での演題の筆頭発表	5 (大会毎)
日本遺伝子診療学会大会での演題の共同発表	3 (大会毎)
委員会が認めた遺伝医学関連の諸学会出席	5 (学会毎)
(上記各学会で遺伝医学あるいは遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とした遺伝子関連検査に関する演題を筆頭で発表した場合はそれぞれ5単位を加算できる。)	
日本遺伝子診療学会臨床遺伝情報検索講習会出席	10 (講習会毎)
日本遺伝子診療学会主催のフォーラム出席	8 (会毎)
遺伝医学に関するセミナー・研修集会出席	5 (研修会毎, 委員会にて評価)
専門誌への遺伝医学に関する論文掲載 (筆頭者)	10 (論文毎)
専門誌への遺伝医学に関する論文掲載 (共著者)	2 (論文毎, 委員会にて評価)
遺伝医学に関する特別講演, 教育講演, セミナー・研修会等の講師	5 (行事毎, 委員会にて評価)

申請資格として受験願書提出時に 30 単位以上取得した者、更新資格として 50 単位以上取得した者とする。

(認定更新)

第7条 規則第9条に定めるジェネティックエキスパートの認定更新は、次の各号により5年毎に行うものとする。

- (1) 認定されている5年間で細則第6条に定めた、学術活動による50単位以上の単位を取得すること。
- (2) 認定されている5年間で日本遺伝子診療学会大会に1回以上出席、日本遺伝子診療学会・ジェネティックエキスパート認定制度委員会が実施する臨床遺伝情報検索講習会に2回以上受講すること。
- (3) ジェネティックエキスパートの認定更新をしようとする者は、認定更新申請書(様式)に必要書類一式及び更新手数料7,000円分の郵便振替払込金受領証のコピーを添えて委員会事務局に提出しなければならない。
- (4) ジェネティックエキスパート認定更新条件について、認定されている5年間で達成できなかった者は、ジェネティックエキスパート認定期間延長願を提出することができる。その際、希望延長期間は1年間あるいは2年間を選択し、達成できなかった条件を満たした段階で、ジェネティックエキスパート認定制度委員会に認定更新を申請できる。この場合の更新後の年数は5年マイナス延長年数となる。

(改正)

第8条 この細則は、認定制度委員会の議により改正することができる。

[附則] 1. この細則は、2014年11月19日から施行する。

(2014年8月24日制定)

(2019年12月21日一部改定)

(2021年3月24日一部改定)

(2022年2月14日一部改定)

(2022年12月22日一部改定)